

「田んぼアート」の村いなかだてで いちごを作りますか？

田舎館村・地域おこし協力隊を募集します。

水田をキャンパスに見立て、7色13種類の稲で美しい絵を描く青森県田舎館村の「田んぼアート」は毎年20万人以上の観光客が訪れる、日本でも有数の観光コンテンツとなりました。

田舎館村では今、この「田んぼアート」に続く観光コンテンツを作り出そうと、いちごの観光農園を開園しました。



その観光農園でいちご栽培のノウハウを習得しながら、いちごを作り、私たちと一緒に田舎館村を盛り上げてくれる方（地域おこし協力隊）を募集します。

【募集期間】2017年12月1日～2018年1月31日

詳細は裏面にて

【お申込み・お問い合わせ】

〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1

田舎館村役場 企画観光課 「地域おこし協力隊」担当

ホームページ：http://www.vill.inakadate.lg.jp/docs/2016033100011/

田んぼアートの村
青森県田舎館村
RICE PADDY ART

TEL：0172-58-2111（代表）

FAX：0172-58-4751



田舎館村地域おこし協力隊員 募集要項



田舎館村は、東西 9km、南北 6.5km、面積 22.35k m²の小さな村で、東に八甲田連峰、西に岩木山を望む、津軽平野南部側に位置する風光明媚な田園地域です。これまで「米の反収日本一」も何度か記録した全国屈指の農村地帯で、稲作の歴史は古く、今からおよそ 2100 年前の弥生時代から続いている由緒ある村です。田んぼをキャンパスに見立てた「田んぼアート」は年々芸術性を高めており、全国的な注目を集めています。

当村は、「稲かおり 笑顔あふれる 安らぎのむら」を村の将来像として掲げ、むらづくりを推進していますが、人口減少や少子高齢化の加速化に伴う地域コミュニティの希薄化と空き家の増加、基幹産業である農業の担い手不足など様々な問題を抱えており、従来の考え方や手法では解決できない課題が増えてきています。

これらの課題を解決するために、村外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を支援しながら地域力の維持・強化及び地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊を募集します。

要 項	内 容
1 募集人員	2 名
2 勤務地	青森県南津軽郡田舎館村
3 勤務時間等	勤務日数：週 5 日間勤務を基本とする。 勤務時間：原則午前 9 時から午後 4 時まで（休憩 1 時間） 休日・休暇：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始、有給休暇 ※休日・休暇等の勤務は振替休暇等で調整します。
4 業務内容	地域活性化のために、次に掲げる活動を行っていただきます。 ①田んぼアートの里ブランド化推進協議会の活動支援に関すること。 （主に協議会所有のビニールハウス管理、いちご栽培） ②田舎館村の魅力発信の支援に関すること。 ③地域資源を活かした観光・交流事業や地域イベントの運営支援活動。
5 募集内容	募集対象者の条件は、次のとおりとします。 ①地域おこし協力隊としての活動期間終了後も、田舎館村に定住し、就農しようとする意欲を持つ方 ②生活の拠点を 3 大都市圏をはじめとする都市地域等から田舎館村内へ移し、住民票を移動させることが可能な方 （田舎館村内において異動した方及び任用を受ける前に既に田舎館村に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方等）については、原則として含まない。） ③田舎館村の活性化に興味があり、地域住民と共に積極的に活動ができる方 ④心身ともに健康で誠実に業務を行う事ができる方 ⑤普通自動車運転免許を有している方 ⑥パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方 ⑦平成 30 年 4 月 1 日現在で、年齢が 18 歳以上とおおむね 50 歳以下の方（性別は問いません） ⑧地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方 地方公務員法第 16 条の内容 1. 成年被後見人又は被保佐人 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者 5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
6 雇用形態・期間	①非常勤の特別職（田舎館村地域おこし協力隊員）として村長が委嘱します。 ②委嘱期間は原則として 1 年とし、最長で委嘱の日から 3 年を超えない範囲まで延長することができるものとします。ただし、初年度は委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとし、翌年度以降は原則として年度単位で延長できるものとします。 ③隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間内であってもその職をとくことができるものとします。
7 報酬	月額 166,000 円 ※この月額から社会保険料等の本人負担分が差し引かれます。 ※各種手当（通勤手当、時間外手当、退職手当等）及び賞与は支給しません。
8 待遇	①厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。 ②住居は村で借り上げ貸与します。光熱水費等の各種使用料は隊員の負担とします。 ③活動に必要な自動車、パソコンは村が貸与しますが、私生活における利用には制限があります。自家用車（任意保険加入済）を持ち込んで活動する場合は、借り上げ料及び燃料費として月額 30,000 円を支給します。
9 募集手続	①応募方法 別紙の応募用紙にご記入のうえ、レポートを添付して締切日までに田舎館村役場企画観光課「地域おこし協力隊」担当宛まで郵送してください。 ②応募受付期間 平成 29 年 12 月 1 日 ～ 平成 30 年 1 月 31 日〔必着〕
10 審査方法	①一次選考（書類選考） 応募受付終了後、1 週間以内に書類選考し、可否の結果を応募者全員へ文書で通知します。 ②二次選考（面接選考） 一次選考合格者を対象に、一次選考合格通知後 2 週間以内に田舎館村役場において二次選考を行います。日程等は一次選考結果の通知の際にお知らせします。 なお、二次選考に要する交通費等の諸経費（田舎館村職員等旅費に関する条例を準用）を後日支給します。 ※面接日において、特別な事情がある方は別途相談に応じます。
11 お問い合わせ	〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻 123 番地 1 田舎館村役場 企画観光課「地域おこし協力隊」担当 TEL：0172-58-2111（代表） FAX：0172-58-4751 ホームページ http://www.vill.inakadate.lg.jp